

第92回 電気用品調査委員会 議事要録

1. 開催日時:平成27年3月17日(火) 13:30 ~ 17:45
2. 開催場所:(一社)日本電気協会 4階 会議室
3. 出席者:(順不同, 敬称略)

<委員(委員代理出席者含む)> 36名

大崎委員長 [東京大学]
本松副委員長 [(一社)日本電機工業会]
近藤幹事 [(一財)日本品質保証機構]
澁江幹事 [(一社)日本配線システム工業会]
飛田委員 [東京都地域婦人団体連盟]
安部委員 [電気保安協会全国連絡会]
高坂委員 [(一社)日本電線工業会]
橋爪委員 [塩化ビニル管・継手協会]
笠原委員 [(一社)日本自動販売機工業会]
岡田委員 [(一社)日本冷凍空調工業会]
野田委員 [全日本電気工事業工業組合連合会]
下川委員 [(一社)インターホン工業会]
池場委員 [合成樹脂製可とう電線管工業会]
與野委員 [(株)UL Japan]
平田委員 [(一社)電線総合技術センター]
佐竹委員 [(一社)VCCI協会]
吉岡委員 [(一社)日本電気協会]
中尾西村委員代理 [(一社)日本電設工業協会]
中根淡路谷委員 [(一社)電池工業会]

藤田副委員長 [電気安全全国連絡委員会]
山田副委員長 [(一財)電気安全環境研究所]
三武佐野幹事代理 [(一社)電子情報技術産業協会]
稲葉幹事 [溶接鋼管協会]
藤倉委員 [(一財)電気安全環境研究所]
早田委員 [電気事業連合会]
辻田委員 [日本電熱機工業協同組合]
長内委員 [日本ヒューズ工業組合]
土屋委員 [(一社)日本陸用内燃機関協会]
岩田委員 [(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会]
丹沢委員 [全国金属製電線管附属品工業組合]
山下委員 [(一財)電気安全環境研究所]
福島委員 [(一社)日本厨房工業会]
柗平委員 [テュフ・ラインランド・ジャパン(株)]
酒井委員 [(一社)電気学会]
阿部委員 [テュフズードジャパン(株)]

鈴木水野委員代理 [日本プラスチック工業連盟]

<委任状提出委員> 9名

鳥井委員 [(独)科学技術振興機構]
泥委員 [(一社)日本照明工業会]
上山委員 [(一社)日本アミューズメントマシン協会]
湯原委員 [(一社)日本縫製機械工業会]
泉委員 [(一社)KEC 関西電子工業振興センター]

北村委員 [(独)産業技術総合研究所]
佐藤委員 [(一社)日本写真映像用品工業会]
和田委員 [(一社)日本電機制御機器工業会]
山口委員 [(一社)日本玩具協会]

<参加> 17名

遠藤課長補佐 [経済産業省 製品安全課]
山崎専門職 [経済産業省 製品安全課]
村上部長 [東京消防庁 予防部]
住谷 [(一財)電気安全環境研究所]
長崎 [(一社)日本照明工業会]
綾戸 [合成樹脂製可とう電線管工業会]
金子 [(一社)日本電機工業会]
長田 [(一社)日本配線システム工業会]
名古屋 [認証制度共同事務局]

佐々木係長 [経済産業省 製品安全課]
汗部専門職 [経済産業省 国際電気標準課]

上参郷 [(一財)電気安全環境研究所]
鈴木 [(一社)日本照明工業会]
吉田 [(一社)日本電機工業会]
井上 [(一社)日本電機工業会]
山本 [(一財)日本規格協会]
石倉小田課長代理 [(独)製品評価技術基盤機構]

<事務局> 2名

古川, 齊藤 [(一社)日本電気協会]

4. 配付資料

- ・資料 No.1 第 91 回 電気用品調査委員会 議事要録(案)
- ・資料 No.2-1 平成 27 年度電気用品調査委員会事業計画(案)
- ・資料 No.2-2 平成 26 年度決算見込及び平成 27 年度予算(案)
- ・資料 No.2-3 電波雑音部会における国際整合規格の整備機能の VCCI への移管について
- ・資料 No.2-4 電気用品調査委員会入会申込書(日本ホームヘルス機器協会)
- ・資料 No.3-1 解釈別表第四の 6.接続器及び別表第八の 2.(15)観賞魚用ヒータの改正要望案
- ・資料 No.3-2 電気用品の技術基準の解釈改正案(コンセント)
- ・資料 No.3-3 電気用品の技術基準の解釈改正案(栓刃可動形の差込みプラグ)
- ・資料 No.3-4 電気用品の技術基準の解釈改正案(観賞魚用ヒーター)
- ・資料 No.4-1 電波雑音部会の検討の概要・資料 No.7-3 別表第十二に提案する規格の概要
(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-16)
- ・資料 No.4-2(1) J55011 制定原案
- ・資料 No.4-2(2) 別表第十二に提案する規格の概要(J55011)
- ・資料 No.4-2(3) 電源端子妨害波電圧及び放射妨害波の許容値に関する適用猶予期間について
- ・資料 No.4-3 J55001 改正案
- ・資料 No.4-4(1) 電気用品技術基準の解釈別表第十の改正案
- ・資料 No.4-4(2) 電気用品技術基準の解釈別表第十 第 2 章の改正案に伴う解説(案)について
- ・資料 No.5-1 平成 26 年度 別表第十二採用 JIS / J 規格等 審議計画(案)
- ・資料 No.5-2 別表第十二への採用を検討する JIS 一覧(小委員会承認後)
- ・資料 No.5-3 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-26)
- ・資料 No.5-4 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-45)
- ・資料 No.5-5 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-60)
- ・資料 No.5-6 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-74)
- ・資料 No.5-7 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-96)
- ・資料 No.5-8 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-101)
- ・資料 No.5-9 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-36)
- ・資料 No.5-10 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-37)
- ・資料 No.5-11 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-38)
- ・資料 No.5-12 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-39)
- ・資料 No.5-13 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-42)
- ・資料 No.5-14 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-47)
- ・資料 No.5-15 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-48)
- ・資料 No.5-16 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-50)
- ・資料 No.5-17 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-58)
- ・資料 No.5-18 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-64)
- ・資料 No.5-19 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-7)
- ・資料 No.5-20 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-14)
- ・資料 No.5-21 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-24)
- ・資料 No.5-22 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-30)
- ・資料 No.5-23 別表第十二に提案する規格の概要 (蛍光灯ソケット及びスタータソケット JIS C 8324)
- ・資料 No.5-24 別表第十二に提案する規格の概要 (ランプ制御装置 JIS C 8147-1)
- ・資料 No.5-25 別表第十二に提案する規格の概要 (ミニチュアヒューズ JIS C 6575-1)
- ・資料 No.5-26 別表第十二に提案する規格の概要 (ミニチュアヒューズ JIS C 6575-2)
- ・資料 No.5-27 別表第十二に提案する規格の概要 (ミニチュアヒューズ JIS C 6575-3)
- ・資料 No.5-28 別表第十二に提案する規格の概要 (ミニチュアヒューズ JIS C 6575-4)
- ・資料 No.5-29 別表第十二に提案する規格の概要 (ミニチュアヒューズ JIS C 6575-7)
- ・資料 No.5-30 別表第十二に提案する規格の概要 (温度ヒューズ JIS C 6691)

- ・資料 No.5-31 別表第十二に提案する規格の概要 (電線管システム JIS C 8461-XX)
 - ・資料 No.5-32 別表第十二に提案する規格の概要 (電気設備用ケーブルラッキング及びダクトインシステム JIS C 8471-XX)
 - ・資料 No.5-33 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ JIS C 8462-XX)

 - ・資料 No.6-1 別表第十二への採用を検討する JIS 一覧(JIS 発行後)
 - ・資料 No.6-2 別表第十二に提案する規格の概要 (照明器具 JIS C 8105-2-2)
 - ・資料 No.6-3 別表第十二に提案する規格の概要 (照明器具 JIS C 8105-2-8)
 - ・資料 No.6-4 別表第十二に提案する規格の概要 (照明器具 JIS C 8105-2-12)
 - ・資料 No.6-5 別表第十二に提案する規格の概要 (照明器具 JIS C 8105-2-13)
 - ・資料 No.6-6 別表第十二に提案する規格の概要 (照明器具 JIS C 8105-2-22)
 - ・資料 No.6-7 別表第十二に提案する規格の概要 (ねじ込みランプソケット JIS C 8280)
 - ・資料 No.6-8 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-16)
 - ・資料 No.6-9 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-29)
 - ・資料 No.6-10 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-49)
 - ・資料 No.6-11 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-53)
 - ・資料 No.6-12 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-59)
 - ・資料 No.6-13 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 JIS C 9335-2-83)
 - ・資料 No.6-14 別表第十二に提案する規格の概要 (配線用ヒューズ通則 JIS C 8352)
 - ・資料 No.6-15 別表第十二に提案する規格の概要 (配線用ヒューズ通則 JIS C 8314)
 - ・資料 No.7-1 第 7,20,55 小委員会審議結果報告書 (一社)日本電線工業会
 - ・資料 No.7-2 第 34 小委員会審議結果報告書(光源デバイス・照明器具関係) (一社)日本照明工業会
 - ・資料 No.7-3 第 31, 第 32-2, 第 96, 121・23E 小委員会審議結果報告書 (一社)日本電機工業会 技術部
 - ・資料 No.7-4 第 59/61/116,72 小委員会審議結果報告書 (一社)日本電機工業会 家電部
 - ・資料 No.7-5 第 23-1 小委員会審議結果報告書 (一社)日本配線システム工業会
 - ・資料 No.7-6 第 1,3,25 小委員会審議結果報告書 (一財)日本規格協会
 - ・資料 No.7-7 第 21 小委員会(リチウムイオン電池)審議結果報告書 (一社)電池工業会
 - ・資料 No.7-8 第 37-2,51 小委員会審議結果報告書 (一社)電子情報技術産業協会
 - ・資料 No.7-9 第 2,15,22,77,85,112 小委員会審議結果報告書 (一社)電気学会
 - ・資料 No.7-10 第 89,101,104 小委員会審議結果報告書 (一財)日本電子部品信頼性センター
 - ・資料 No.7-11 第 23-3 小委員会審議結果報告書 (一財)日本電気制御機器工業会
 - ・資料 No.7-12 第 23-2 小委員会審議結果報告書 (一社)電気設備学会
 - ・資料 No.8-1 前回の電気用品調査委員会以降の電気用品の技術基準に関する動き
 - ・資料 No.8-2 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する提案書の提出について(抜粋)
- ＜ 第 91 回電気用品調査委員会 ＞

5. 議事概要

議事概要を以下の(1)～(13)に示す。

(1) 委員交代及び委員退任並びに委員会の成立に関する報告について

a. 日本ホームヘルス機器工業会から平成 27 年度から入会申し込みがあったことを報告した。

b. 事務局より、以下に示す委員の交代について報告を行った。

- ・一般社団法人 インターホン工業会 坂本 委員 下川 委員
- ・一般社団法人 電線総合技術センター 深谷 委員 平田 委員
- ・一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 水野 委員 岩田 委員

c. 事務局より、第 91 回電気用品調査委員会が成立している旨の報告を行った。

* 第 91 回電気用品調査委員会の出席委員数については、総数 47 名に対し、代理出席 3 名を含め、計 36 名である。欠席者 11 名については 9 名が議決を委員長に委任しており、合計 45 名の出席及び委任がある。以上により、規約第 4 条にある全委員数の 2/3 (33 名) 以上の出席を充足しており、本委員会は成立している。

(2) 大崎委員長の挨拶

- ・大崎委員長挨拶の後、議事に入った。

(3) 前回議事要録(案)確認 <事務局>

- ・『第 91 回電気用品調査委員会 議事要録(案)』について、事務局から事前に配付したものに対しコメント等はなかった旨を報告し、本議事要録案は承認された。

(4) 平成27年度電気用品調査委員会事業計画案について <事務局>

- ・事務局より、資料 2-1 に基づき、平成 27 年度の事業計画(案)について説明を行い、意見・質問等はなく承認された。

(5) 平成 26 年度決算見込及び平成 27 年度予算について <事務局>

- ・事務局より、資料 2-2 に基づき平成 27 年度の予算(案)の説明があり、本件は承認された。

質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q 1 ; 26 年度予算と決算予想を比較すると、一般管理費が増加しているが、この理由は？

A 1 ; 一般管理費は主に総務関係の予算を人数割で各部門に配分している。さらに、技術部に配分された金額の約 10%が電気用品調査委員会の一般管理費として計上されている。25 年度までは、技術部に庶務担当が 1 名在籍していたが、総務部門で各部門の庶務関係業務を一括して管理することとなり、総務部へ異動した。そのため、技術部側の直接人件費は減額となったが、総務部門の人件費が増加することとなり、結果として一般管理費の増加に繋がったと考えている。

Q 2 ; 26 年度決算予想では、一般管理費が 412 万だが、27 年度予算の一般管理費が 350 万となっているのはなぜか？

A 2 ; 技術部内の各業務における一般管理費の割合はその業務量に応じて按分される。そのため、27 年度に技術部の負担額と技術部内で実施する事業全体のうち電気用品調査委員会に係る業務の割合の関係から来年度の予算を設定しているが、来年度は結果として減額となった。

(6) 電波雑音部会における国際整合規格の整備機能の VCCI への移管について <事務局>

- ・事務局より、資料 2-3 に基づき電波雑音部会の CISPR 規格の J 規格の検討機能を VCCI 協会へ移管することについて報告があった。また、VCCI 協会 佐竹委員より挨拶があった。

(7) 解釈検討第一部会からの報告 <解釈検討第 1 部会長 (一財)電気安全環境研究所 住谷氏>

住谷部会長より、資料 3-1 によって解釈別表第四と第八の 3 件の改正案の概要の説明が行われた。以下の各々の改正案について説明が行われた。

解釈別表第四のコンセントの過熱事故防止のための解釈改正要望

次に、資料 3-2 に基づき、解釈別表第四の「コンセントの過熱事故防止のための解釈改正要望」についての説明が行われた。説明後、以下の質疑応答が行われ、承認された。

質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q 1；コンセントに対し、斜め上方向から挿入されるケースについては検討されたのか？

A 1；斜め上方向から挿入された場合には、コンセントの刃受けが広がる方向ではないため、検討はしていない。

Q 2；日本配線システム工業会としては、市販されているものの状況は把握しているか？

A 2；工業会に加盟している企業の製品については、この試験に耐えられると思われる。

② 解釈別表第四のプラグの過熱事故防止のための解釈改正要望について

- ・住谷部会長より、資料 3-3 に基づき、「プラグの過熱事故防止のための解釈改正要望」についての説明が行われた。説明後、以下の質疑応答が行われ、承認された。

質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

C 1；現段階としては、事象事例の多い延長コードセットの解釈改正でよいと考えるが、今後はこれ以外の機器についても水平展開を検討して欲しい。

C 2；延長コードセットの以外の機器への水平展開であるが、形状が様々であるため、今後の課題であると認識している。

Q 1；今回提案された試験方法は何かの試験を参考としたものか？

A 1；試験方法は、解釈検討第 1 部会独自のものとなる。特徴としては、試験にコンセントを用いることで、コンセントの受刃の圧力の強弱によって温度にバラつきが発生するため、コンセントを用いない方法とすることとした。

③ 解釈別表第八の観賞魚用ヒーターの空焚き防止試験の解釈改正要望について

- ・住谷部会長より、資料 3-4 に基づき、「観賞魚用ヒーターの空焚き防止試験の解釈改正要望」についての説明が行われた。説明後、以下の質疑応答が行われ、一部のコメントを反映については委員長一任とし、修正案を部会で作成し、委員長確認のうえで承認することとした。

質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q 1；観賞魚用ヒーターの場合には、ハ 異常温度上昇の(イ)と(ロ)の両方を適用することとなるのか？

A 1；両方の試験を行う。

Q 2；c 判定基準の(C)に「試験紙発火試験において目に見える炎がないこと。」とあるが、見えない炎もあるので表現を見直した方がよいと考える。

A 2；観賞魚用ヒーターの上に紙を置いて試験を行うが、その際に紙が変色することがある。本来、発火しないことが判定基準であるため、この表現については苦悩している。

C 1；「発火」という表現を用いた場合、赤熱部のような炎を伴わない燃焼もあるので、「炎を伴

う燃焼」といった表現としてはどうか。

他の JIS，法令等の表現を参考に修正する。

Q 3；水槽が倒れ観賞魚用ヒーターが外に出るケースを想定されていると思うが，強い地震があった際にはいろいろなケースが想定されると思うが，具体的にはどのようなケースを想定しているのか？

A 3；八 異常温度上昇の(イ)の試験は，ヒーターが空中に吊るされた場合を想定しており，(ロ)の試験では，ヒーターが水槽から放り出されて床に置かれた状態を想定している。

Q 4；外郭表面最高温度を 400 とした理由の説明で紙の発火温度を参考にしたと説明されたが，紙以外の布，木材等は問題ないのか？

A 4；東京消防庁の火災調査ポケット必携の紙の発火温度を参考に 400 と設定した。この火災調査ポケット必携には，紙以外の，色々な材料の発火温度が記載されており，430 が最も低い温度であるため，400 で問題ないと考えている。

Q 5；日常生活の中で，アクリルポアのような化学繊維の生地に着火して悲惨な事故となった事例があったが，ヒーターが水槽から飛び出し化学繊維の生地に接触しても問題はないのか？

A 5；着衣着火のものは全て，直火である。熱いものを置いただけでは生地が溶けることはあるが，炎が上がることはない。例えばガスコンロの火があたらない限り，アクリルポアのような化学繊維の生地は着火しない。観賞魚用ヒーターが水槽から外に出ても 400 以下であれば化学繊維の生地を燃やすことはないが，ガスストーブや石油ストーブのように実際に炎が出ているものについては着火の危険性がある。今までの知見の中では，発熱によって火傷をすることはあるかもしれないが，400 程度にならない限り衣服が燃えることはない。

観賞魚用ヒーターによる火災としては，地震の際に水槽が倒れ観賞魚用ヒーターが外に出るケースもあるが，ペットがコードを引っ張ることによってヒーターが水槽から外へ出してしまうケースもある。

(8) 電波雑音部会 からの報告 <電波雑音部会長 (一財)電気安全環境研究所 山下氏>

山下部会長より，資料 4-1 に基づき，CISPR11 に係る総務省答申が出され，電波法関連の法令の改正が検討されていることから，電波雑音関係の J 規格の制改定案及び別表第十の改正案の概要が説明された。

J55011 の制定の提案について

資料 No.4-2 に基づき「J55011 制定原案」についての説明が行われた。意見・質問等はなく承認された。ただし，電波法施行規則等の改正公布後に電波雑音部会で内容を再確認し，電波法施行規則等の改正公布に伴う J55011 規格の修正が軽微である場合には，委員長一任とし，委員長確認のうえで承認することとした。また，内容が大きく変わる場合には，次回(6 月)の電気用品調査委員会にて再度審議することとした。

J55001 改正案の提案について

山下部会長より，資料 4-1,4-3 に基づき，「J55001 改正案」についての説明が行われた。意見・質問等はなく承認された。

解釈別表第十の改正原案の提案について

- ・山下部会長より，資料 4-1,4-4 に基づき，「解釈別表第十の改正原案」についての説明が行われた。意見・質問等はなく承認された。

(9)解釈検討第2部会 別表第十二への採用を検討するJISについて(小委員会承認後)

< 解釈検討第2部会長 (一財)電気安全環境研究所 住谷氏 >

- ・住谷部会長より、資料 No.5-1~5-2 に基づき、電気用品の省令に適合する整合規格として解釈別表第十二に採用を希望するJISの概要について説明がなされた。その後、各小委員会事務局から表1に示した規格について説明がなされた。審議の結果、提案は承認された。

表1 別表第十二への採用を要望するJIS一覧(小委員会承認後)

タイトル	規格番号
ミニチュアヒューズ - 第1部: ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	JIS C 6575-1
ミニチュアヒューズ - 第2部: 管形ヒューズリンク	JIS C 6575-2
ミニチュアヒューズ - 第3部: サブミニチュアヒューズリンク	JIS C 6575-3
ミニチュアヒューズ - 第4部: UMヒューズリンク(UMF)並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク	JIS C 6575-4
ミニチュアヒューズ - 第7部: 特殊用途ミニチュアヒューズリンク	JIS C 6575-7
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-7部: 電気洗濯機の個別要求事項	JIS C 9335-2-7
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 第2-14部: ちゅう房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-14
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 第2-24部: 冷却用機器, アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項	JIS C 9335-2-24
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-26部: クロックの個別要求事項	JIS C 9335-2-26
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-30部: ルームヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-30
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-36部: 業務用電気レンジ, オープン, こんろ及びこんろ部の個別要求事項	JIS C 9335-2-36
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-37部: 業務用フライヤの個別要求事項	JIS C 9335-2-37
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-38部: 業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項	JIS C 9335-2-38
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-39部: 業務用多目的調理鍋の個別要求事項	JIS C 9335-2-39
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-42部: 業務用コンベクションオープン, 蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-45部: 可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-45
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-47部: 業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項	JIS C 9335-2-47
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-48部: 業務用グリル及びトースターの個別要求事項	JIS C 9335-2-48
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-50部: 業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-58部: 業務用食器洗浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-58

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-60 部：渦流浴槽機器，渦流 スパ及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-60
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-64 部：業務用ちゅう（厨） 房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-64
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-74 部：可搬形浸せきヒータ の個別要求事項	JIS C 9335-2-74
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-96 部：室内暖房のためのシ ート状の可とう性電熱素子の個別要求事項	JIS C 9335-2-96
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-101 部：電気くゝ蒸器の個 別要求事項	JIS C 9335-2-101
蛍光灯ソケット及びスタータソケット	JIS C 8324
家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス 及びエンクロージャ - 第 XX 部：電気安全の個別要求事項	JIS C 8462-XX
温度ヒューズ - 要求事項及び適用の指針	JIS C 6691
電気設備用ケーブルトラッキング及びダクティングシステム - 第 XX 部：電 気安全の個別要求事項	JIS C 8471-XX
ランプ制御装置 - 第 1 部：通則及び安全性要求事項	JIS C 8147-1
電線管システム - 第 XX 部：電気安全の個別要求事項	JIS C 8461-XX

質疑応答の概要を以下に示す。

質疑応答概要 【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q 1；資料 5-5 において，浴槽において洗浄等で温度が上昇する際の警報は，視覚的に訴えるもののみであるのか？

A 1；規格上では「警告を発する機構」と記載しており，視覚的に訴えるものでも音による警告であってもよく，基本的にはメーカーが選択することとなる。ただし，その警告が何を示すものなのか消費者が認識できないと困るので，取扱説明書に警告音が鳴っている間もしくは警告灯が点灯している間は入らないという注意書きを記載する。また，機器の近くにも警告の意図がわかるような表示をすることとなっている。

Q 2；浴室が湯気で曇ってしまった場合に，視覚的な警告だけでは今の状態を把握できないのではないか？

A 2；警告は操作者ではなく，浴槽の利用者が間違えて入ってしまうことを気にしているので，警告音の継続は避けられると思われる。自動湯沸かし器の場合には，最初に音声アナウンスがあるが，沸かしている最中は，音の継続ではなく，光の点滅など視覚的なものの継続となっている。音での警告を禁止しているわけではないが，警告音をメンテナンス中に継続しているわけにはいかないため，実際には難しいと思われる。機器としては警報を発することしかできないので，浴室のドアの外側に立ち入らないことを示す表示をするなど，運用面も含めて検討が必要であると考える。

C 1；公衆用と家庭用で区別する必要があると思うが，できれば視覚と聴覚の両方で知らせる機能があった方がよいと考えるが，マイナス面もあるため，関係者にて工夫をお願いしたい。

Q 3；資料 5-8 の P2 に適用範囲の記載があるが，蚊とり器は子供も使用することがあると思われるが，子供を外している意図は何か？

A 3；子供が玩具として遊ぶことを想定していないが，子供が触れる恐れがあることに対しては含まれている。概要資料に記載されていないが，JIS 本文には「子供が玩具として遊ぶこと」という

記載があり、玩具として遊ぶものは玩具の規格によることを意図している。

Q 4 ; 資料 5-17 では、「対応国際規格の“ageing test”を“老化試験”とするか、“劣化試験”とするか検討した結果，“老化試験”とした。」とあるが、「老化試験」という表現でよいか？

A 4 ; 他の JIS を調べたところ、「老化試験」という表現が多く用いられていたため、こちらを採用した。

C 2 ; 資料 5-17 では、「老化試験」としているが、資料 5-19 では、「劣化試験」という表現を用いているため、どちらかに統一してほしい。また、その結果を関係者間で情報共有するようお願いしたい。

Q 5 ; 資料 5-19 の乾燥機能付きの洗濯機については検討されたのか？

A 5 ; IEC の場合には乾燥機に対して別の規格 (IEC 60335-2-11) があり、乾燥機能付きの洗濯機の場合には、IEC 60335-2-7 と 60335-2-11 の両方の要求事項を満たす必要がある。IEC 60335-2-11 の整合 JIS は、来年度、用品調査委員会に提案する予定である。

Q 6 ; 資料 5-20 の P3 に「i) 箇条 22 の構造に可視赤熱放射ヒータ及び可搬形ファンヒータは、製品が転倒している状態では通電しない要求を追加。」とあるが、転倒状態を感知する方式としておもり式やボタン式等を構造的に制限しているものはあるのか？

A 6 ; 構造的には制限していない。電子スイッチであっても構わないが、転倒するとストーブの底からポッチが飛び出すような構造とすることで対応しているメーカーが多い。過去には飛び出したポッチを押し戻すと通電してしまう製品もあり、阪神大震災の際に一度転倒して停止した機器が、本などの落下物によって、ポッチが押し戻され、通電し火災が発生したのではないかという報道もあった。その後、国内メーカーでは、飛び出したポッチを押し戻しても倒した状態から正常の位置に戻すまでは通電をしないとする構造としている。そのような内容を JIS として規定することとした。

Q 7 ; 火災防止を目的とするならば、例えば、「転倒している状態で接触物に対して引火しない構造とする」など踏み込んだ規制が望ましいが、それだと製品として成り立たないという理解で良いか？

A 7 ; 赤熱するヒーターが外から見える構造のストーブも適用範囲に含まれており、そのようなストーブに対し、今回、転倒している状態では通電しないことを要求した。このようなストーブが倒れた瞬間に可燃物がヒーター部に接触してしまうと、いかに早く停止しても 100%発火しないとは言い切れないため、今回は見送っている。

(10) 解釈検討第 2 部会 別表第十二への採用を検討する JIS について (JIS 発行後)

< 解釈検討第 2 部会長 (一財)電気安全環境研究所 住谷氏 >

・住谷部会長より、資料 No.8-2 に基づき、電気用品の省令に適合する整合規格として解釈別表第十二に採用を希望する制定、改正後の JIS については、既に小委員会承認後の委員会において承認済みであるため報告事項とする旨説明の後、概要について報告がなされた。その後、各小委員会事務局から表 2 に示した規格について報告がなされ、今後、整合規格としての採用を国へ提案することを承認した。

表2 別表第十二への採用を要望する JIS 一覧 (JIS 発行後)

タイトル	規格番号
ねじ込みランプソケット	JIS C 8280
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-16 部：食品くずディスポーザの個別要求事項	JIS C 9335-2-16
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項	JIS C 9335-2-29
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-49
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-53 部：サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項	JIS C 9335-2-53
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項	JIS C 9335-2-59
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-83 部：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項	JIS C 9335-2-83
照明器具 - 第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-2
照明器具 - 第 2-8 部：ハンドランプに関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-8
照明器具 - 第 2-12 部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-12
照明器具 - 第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-13
照明器具 - 第 2-22 部：非常時照明用照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-22
配線用ヒューズ通則	JIS C 8352
配線用筒形ヒューズ	JIS C 8314

(11)各小委員会からの報告及び質疑応答

- ・資料 7-1~7-12 に基づき、各小委員会より報告があった。

質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

- 第 7, 20, 55 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電線工業会>
 - ・報告に対する意見，質問等はなかった。
- 第 34 小委員会審議結果報告書 (光源デバイス・照明器具関係) <(一社)日本照明工業会>
 - ・報告に対する意見，質問等はなかった。
- 第 31, 第 32-2, 第 96, 121・23E 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電機工業会 技術部>
 - ・報告に対する意見，質問等はなかった。
- 第 59/61/116, 72 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電機工業会 家電部>
 - ・報告に対する意見，質問等はなかった。
- 第 23-1 小委員会審議結果報告 <(一社)日本配線システム工業会>
 - ・報告に対する意見，質問等はなかった。
- 第 1, 3, 25 小委員会審議結果報告書 <(一財)日本規格協会>
 - (事務局代読)・報告に対する意見，質問等はなかった。
- 第 21 小委員会(リチウムイオン電池)審議結果報告 <(一社)電池工業会>
 - ・報告に対する意見，質問等はなかった。
- 第 37-2, 51 小委員会審議結果報告書 <(一社)電子情報技術産業協会>
 - (事務局代読)・報告に対する意見，質問等はなかった。

- i. 第 2, 15, 22, 77, 85, 112 小委員会審議結果報告書 <(一社)電気学会>
(事務局代読)・報告に対する意見, 質問等はなかった。
- j. 第 89, 101, 104 小委員会審議結果報告書 <(一財)日本電子部品信頼性センター>
(事務局代読)
Q ; 【他の小委員会に特に連絡したい事項等】に記載されたコメントはこの資料だけで周知することとなるのか?
A ; この資料以外にも周知はされていると思うが, 担当工業会に確認することとしたい。
- k. 第 23-3 小委員会審議結果報告書 <(一財)日本電気制御機器工業会>
(事務局代読)・報告に対する意見, 質問等はなかった。
- l. 第 23-2 小委員会審議結果報告書 <(一社)電気設備学会>
(事務局代読)・報告に対する意見, 質問等はなかった。

(12) 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する提案書の提出について<事務局>

- ・事務局より, 資料 8-1, 8-2 に基づき, 第 91 回委員会で承認された, 「プリント基板の難燃化(別表第八以外)」に関する技術基準の改正要望及び「別表第十二への採用を要望する JIS 4 件」について, 提案書を経済産業省に提出した旨の報告を行った。意見・質問等は特になかった。

【資料の誤記】

資料 8-1 の 1.(2)の電気用品調査委員会からの提出日(12月10日 12月15日)

(13)次回の開催日程について<事務局>

- ・次回の『第 93 回 電気用品調査委員会』は, 以下の予定で開催することとした。
日時:平成 27 年 6 月 23 日(火) 13:30~
場所:未定

以上で, 本日の審議を終了し, 散会した。

- 以 上 -